

第 1 1 回田沢湖・角館・西木合併協議会

会 議 録

平成 1 6 年 4 月 3 0 日 (金)

第11回田沢湖・角館・西木合併協議会

開催年月日 平成16年4月30日

開催場所 田沢湖町 総合開発センター

合併協議会委員定数 28名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後4時24分

田沢湖・角館・西木合併協議会出席者

会 長 佐 藤 清 雄

副 会 長 太 田 芳 文

田 代 千代志

委 員 (田沢湖町)

高 橋 正 男

千 葉 勇

田 口 喜 義

信 田 幸 雄

稲 田 修

堀 川 光 博

小 松 直

細 川 雪 子

(角館町)

田 口 勝 次

小 林 一 雄

戸 沢 清

沢 田 信 男

佐々木 章

辻 均

山 本 陽 一

(西木村)

佐 藤 雄 孝

佐久間 健 一

佐 藤 宗 善

伊 藤 邦 彦

武 藤 昭 男

鈴 木 重 藏

門 脇 明

藤 井 けい子

(秋田県)

本 間 智

以上27名

田沢湖・角館・西木合併協議会欠席者

三 杉 真紀子 1名

田沢湖・角館・西木合併協議会幹事会

幹事長 野 中 秀 人

副幹事長 羽 川 昭 紘 大 澤 隆

幹 事 浦 山 清 悦 藤 木 春 悦

浅 利 武 久

田沢湖・角館・西木合併協議会事務局

局 長 大 楽 進

副 局 長 高 橋 徹

次 長 羽 川 茂 幸 藤 村 好 正

事務局職員 高 橋 信 次 佐 藤 祥 子

芳 賀 満 希 子 富 木 弘 一

能 美 正 俊 阿 部 聡

高 橋 良 宣 田 口 信 幸

田 村 政 志 高 倉 正 人

若 松 正 輝 猪 本 博 範

会議次第

- 1．開会
- 2．会長あいさつ
- 3．会議録署名委員の指名について
- 4．議題
 - 報告第27号 新市名称候補選定委員会委員長報告について
 - 協議案第10号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて（継続協議）
 - 協議案第11号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
(継続協議)
 - 協議案第43号 電算システム事業の取扱いについて
- その他
- 5．閉会

開会 13:30

事務局長 本日は大変ご苦勞さまでございます。定刻になりましたので、ただ今から第11回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。開会にあたりまして佐藤会長よりごあいさつを申し上げます。

会長 4月の最終日ということで、ご承知のとおり、今、春の花も真っ盛りということでありまして、皆さんには何かとお急がしい時期だと思っておりますが、最終日の今日、11回目の田沢湖・角館・西木合併協議会の開催にあたりまして、一言皆さんにお礼を申し上げたいと思っております。皆さんもご承知のように、新市名につきましては、小委員会を設置いたしまして、委員の皆さんが短期間の中でありましたが、精力的に協議をしていただきました。皆さんのお手元に配布をされておりますように、こうした日程で今日ご報告をいただくことになったわけでありまして。小委員会の皆さんには重ねて感謝を申し上げ、そして今日は3議案でありますけれども、このことにつきましては、いろんな協議会の中で協議をしてみりました協議案件でありますので、それぞれ皆さんからご発言を頂戴いたしまして、さらに一層深めて進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくご協力をお願いを申し上げます、簡単であります、11回目の協議会の開会の挨拶に代えさせていただきたいと思っております。皆様ご苦勞様でございます。

事務局長 どうもありがとうございました。早速会議に入らせていただきます。会議は会議次第によりまして進めさせていただきますが、ここで出席委員数を報告させていただきます。本日は角館町の三杉真紀子委員から欠席届が出ておりますので、27名の委員の皆様のお出席を賜っておりまして、合併協議会規約によりまして、会議が成立いたしますことをご報告いたします。次に毎回、委員の皆様をお願いでございますが、会議における発言につきましては、会議録作成の為に録音をしておりますので、発言の際はマイクを使って、町村名とお名前をおっしゃってからご発言くださるようよろしくお願いいたします。なお、会議の議長は合併協議会規約によりまして、会長が努めることになっておりますので、会長より進行のほうをよろしくお願いいたします。

会長 それでは、これより第11回田沢湖・角館・西木合併協議会を開会いたします。始めに会議運営規則第6条第3項の規定により会議録署名委員3名を私から指名することになっておりますので、指名させていただきます。田沢湖町、稲田修委員。角館町、山本陽一委員。西木村、鈴木重藏委員。3名を指名いたします。それでは早速議題に入らせていただきます。最初に先程挨拶でも申し上げましたように、報告第27号ということで、新市名の候補選定委員会の委員長より、報告についてを議題といたします。なお、小委員会の委

員でございますが、過日ご報告いたしました9名の方々に選考していただいた訳でありませんが、当協議会の委員の中から委員長さんが選出されておりますので、小松委員長より報告をお願いいたします。それではよろしくをお願いいたします。

小松委員 田沢湖の小松であります。長くなりますけれども、前段で申し上げますことは、総括的な事項でありますので、皆さんには配布されておらないと思います。ただいまからご報告申し上げます。新市名称候補選定委員会委員長報告。報告第27号、新市名称候補選定委員会委員長報告について。平成16年2月13日開催の第2回臨時合併協議会で付託された、第1次新市名称候補選定結果について、新市名称候補選定委員会設置要綱第6条の規定により報告いたします。新市名称候補選定委員会は、平成16年2月13日に開催された第2回田沢湖・角館・西木臨時合併協議会において、新市名称候補第1次選定及び選定基準、その他名称に関する事項について、調査又は審議を行いその結果を協議会へ報告するため設置されております。選定委員会委員は、3町村の教育長と協議会民間代表委員、各町村長が指名した学識経験者、合計9名の委員で構成されております。選定委員会は、協議会より付託された新市名称候補を選定するため選定委員会を3回と正副委員長等会議を1回開催しております。新市の名称は、新市の顔ともいえるものであり、新市にふさわしい名称とするため、3町村の地域住民より、3月1日から31日まで協議会で募集した応募総数2315点、701種類に田沢湖、角館、西木の3市を加えた704種類の名称案の中から、選定委員会で新市名称候補30作品以内の選定作業を行いました。応募された名称から新市名称候補を選定するにあたり、選定委員会では田沢湖町、角館町、西木村がめざす、観光産業を活かした北東北の拠点都市にふさわしい、地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称であることを基本方針とし、新市名称の基本理念、具体的な8つの名称選定基準を定め、各委員各々が選定基準に基づく30作品以内の名称案を持ち寄り、提出された名称案の中から全員で協議の上、別に定めた選定方法により公正かつ慎重に協議等を行い、新たな市にふさわしい第1次新市名称候補20作品を個々の選定理由を付して選定し、その任務を終了したところであります。なお、この選定の為に民間から学識経験者として、3人が選任されておりましたが、他団体の選定委員を努められた方、また、地名等研究でこの分野で造詣の深い方々ばかりで、大所高所から助言をいただき誠にありがたく、感謝の念を申し添え報告するものであり、以下は皆さんに提出しております報告書により選定の経過、結果について朗読して報告いたします。

報告第27号、新市名称候補選定委員会委員長報告について。新市名称候補選定委員会設置要綱第6条の規定により新市名称候補第1次選定の経過及び結果について、別紙のとおり

報告いたします。皆さんには別紙の1枚のものであります。田沢湖・角館・西木合併協議会新市名称候補選定委員会第1次新名称候補選定経過及び結果報告書。平成16年4月30日。田沢湖・角館・西木合併協議会会長田沢湖町長佐藤清雄様。新市名称候補選定委員会委員長小松直。平成16年2月13日開催の第2回臨時合併協議会で確認された、新市名称候補選定委員会設置要綱第2条の規定により第1次新市名称候補を別紙のとおり選定したので、同要綱第6条の規定により選定経過及び結果について、下記の通り報告します。

1. 付託された事項。
 - 1) 名称案の中から30作品以内の第1次名称候補を選定すること。
 - 2) 第1次名称候補選定に当たっての選定基準を作成にすること。
2. 第1回選定委員会。
 - 1) 開催日時、4月15日(木)午前10時から。
 - 2) 開催場所、田沢湖町役場3階第4・5会議室。
 - 3) 出席者、委員9名中9名出席。
 - 4) 協議内容 委員長及び副委員長の選出について。新市名称候補選定委員会スケジュール(案)について。第1次新市名称候補選定方法について。第1次新市名称候補選定基準について。新市名称募集結果について。
 - 5) 協議経過等。会長あいさつの後、事務局より選定委員会設置要綱や役割について説明を受けた後、正・副委員長の互選を行い、委員長に小松直委員(田沢湖町)、副委員長に遠藤康委員(角館町)、浅利佳典委員(西木村)を選出しております。その後、協議案件であるスケジュール(案)、新市名称候補選定方法、選定基準及び新市名称募集結果について事務局より説明を受け、順次協議を行い、スケジュール、新市名称選定基準を決定し、新市名称候補について、選定基準に基づく協議を行っております。次回の選定委員会までに、具体的な名称選定基準を基に、各々新市名称としてふさわしい30作品以内の候補を持ち寄り協議することを決定し、委員会を終了しております。
3. 第2回選定委員会。
 - 1) 開催日時、4月22日(木)午後1時30分から。
 - 2) 開催場所、西木村役場応接室。
 - 3) 出席者、委員9名中9名出席。
 - 4) 協議内容、第1次新市名称候補選定方法について。第1次新市名称候補選定及び選定理由について。
 - 5) 協議経過等、委員会開会后、第1次新市名称候補の具体的な選定方法について決定し、各委員が各々事前に提出した30作品以内を基に、公正かつ慎重に選定協議を行い、次回の委員会で新市の名称にふさわしい30作品以内を選定することに決定し、委員会を終了しております。
4. 第3回選定委員会。
 - 1) 開催日時、4月26日(月)午後6時30分から。
 - 2) 開催場所、西木村総合開発センター農林研修室。
 - 3) 出席者、委員9名中9名出席。
 - 4) 協議内容、第1次新市名称候補選定について(最終選定) 合併協議会への報告書について。
 - 5) 協議経過等、委員会開会后、第1次新市名称候補の最終選定を行い、新市の名称にふさわしい名称候補20作品を委員会としての選定理由を付して決定しております。その後、協議会への結果報告について検討を行い、4月27

日に正・副委員長等による協議で報告書の最終確認を行い、4月30日の協議会で委員長報告することで委員会を終了しております。5. 第1次新市名称候補選定基準及び選定結果。

1) 選定基準について、別紙であります。2) 選定結果について、これも別紙であります。それでは新市名称候補の選定基準について。新市名称候補選定委員会。田沢湖・角館・西木合併協議会新市名称候補選定委員会設置要綱第2条第二号に定める第1次名称候補選定に当たっての選定基準を作成したので報告します。1. 新市名称への基本理念。新市の名称案募集要項に《田沢湖町・角館町・西木村がめざす「観光産業を活かした北東北の拠点都市」にふさわしい地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称》とあります。ところで、ここで言う「観光産業」の“観光”とはそもそも如何なる概念なのでしょう。いささか手垢にまみれ、通俗に墮した感があるこの観光という言葉は、四書五経のなかの『易経』における「国の光を觀るさまである。王の賓客となるときに用いるのに利しい」カッコ内は省略いたします、を出典としております。国の光とは「国君の盛徳とその教化の美という」とあります。つまり、観光とは極めて精神性の高い、文化・文物・芸術等を觀賞する人間的営みを意味しています。以上の点を踏まえ、本委員会の新市名称に関する基本理念を統一見解として以下に述べます。「地名は日本の伝統文化の根幹をなす」とは、柳田國男民俗学の薫陶を受けた谷川健一の言葉であります。そして、苗字が日本文化そのものであると同様に、地名も日本文化そのものであると言われます。従って、たまたま合併の時に居合わせた人々だけで数百年の歴史と伝統、更には日本文化そのものを決めてしまっただけで本当によいのでしょうか、という根源的な懐疑も存在する程であります。この様な畏怖の念を抱きつつ、「地名は耳で聴くものだから、言語芸術に所属する」という柳田國男の言葉を謙虚に受けとめ、県内各合併協議会の名称選定基準「新市の名称にふさわしいこと」を次の様に具体的に定義いたしました。まず、新市名称としてふさわしくない（なじまない）ものとして、（イ）新造語作品群（頭文字合わせの複合語、読み替え組み合わせ）（ロ）抽象的觀念、概念作品群（ハ）語呂合わせ作品群（ニ）商品・広告宣伝惹句的作品群（ホ）単なる場所（地形、方位、位置）作品群の様に区分し、（ヘ）歴史的伝統文化作品群を真に新市名称にふさわしい作品と定義しました。2. 具体的な選定基準（イ）新市の名称にふさわしいこと（ロ）地域住民の理想や願いにちなんでいること（ハ）地域の歴史、文化、特性等を表していること（ニ）地域の地理的なイメージができること（ホ）地域を対外的にアピールできること（ヘ）なじみやすく、親しみやすいこと（ト）呼称しやすいこと（チ）読みやすく、書きやすいこと。漢字は、一般的に使用しているものであること。以上の様な基準により別紙の様に厳選するに至りました。合併協議

会委員におかれましては、子々孫々まで伝え残る案件ゆえ、あくまでも歴史と文化を尊重され、真善美による判断と、言語芸術（言語感覚(センス)）に富んだ良識のある、見識の高い評価、判定を切望する次第です。それでは次に新市名称候補一覧表により、これは50音順になっておりますが、申し上げます。1、羽後北浦市。選定理由は、羽後（国）は秋田県のかつての名称。北浦は、三町村の地域の昔からの名称でありなじみがある。地域の歴史、文化にちなんだ名前であり、親しみやすい。2、奥羽角館市。奥羽は江戸時代の東北地方を表す名称。また、奥羽山脈は、日本を代表する山脈である。角館は全国的に知られている歴史と文化の町。地域を対外的にアピールでき、地理的にイメージできる。ここで、おうう、というふりがなであります。募集された提案書では、おおう、となっております。正しい読み方は、おうう、であり、新市名称募集要項第6条の決定の方法の規定により、応募名称案については、応募者の承諾なしに補正できる規定により補正しております。次に3であります。かくのだて市。地域住民が慣れ親しんだ名称であります。4、漢字の角館市。理由は同じであります。5、角館田沢湖市。田沢湖町、角館町とも全国的に知られている、日本一の深さを誇る湖と歴史と伝統の町なみ。地域を対外的にアピールでき、地理的特性と地域的特性をイメージできる。6、北浦おばこ市。北浦は三町村の地域の昔からの名称であり、なじみがある。また、おばこは、地域住民になじみがあるとともに、全国的に知られている呼称である。地域の歴史、文化にちなんだ名称であり、対外的にアピールできる。7、北浦こまち市。北浦は三町村の昔からの名称であり、なじみがある。田沢湖、角館には、新幹線「こまち」が止まり、「あきたこまち」はブランドとして全国的に有名である。地域が地理的にイメージでき、対外的にアピールできる。8、北浦市。北浦は、三町村の地域の昔からの名称であり、なじみがあり地域の歴史、文化にちなんだ名称であり、呼称しやすい。また、書きやすく、親しみやすい。9、北奥羽市。北奥羽は、江戸時代の東北地方の北部を表す名称。また、三町村は、奥羽山脈の懷に抱かれて生活しており、奥羽山脈につながっている。奥羽は、日本を代表する山脈で対外的にアピールできる。呼称しやすい。10、北の都市。田沢湖は山と湖と温泉郷、角館は武家屋敷と桜。西木村は豊かな自然。それぞれの特徴を包括したロマンチックで美しい名称である。11、桜北浦市。全国的に有名な角館の桜。北浦は、三町村の地域の昔からの名称であり、なじみがある。地域がイメージでき、知名度が向上できる。美しいまちが想像される。12、新角館市。地理的位置と地域的特性がイメージできる現町名を残しながら、新市の発展を期待した新鮮なイメージである。13、新田沢湖市。これも理由は同じであります。14、仙北市。仙北は、地域住民が慣れ親しんだ名称であり、読みやすく、書きやすい。15、田沢

湖角館市。田沢湖町、角館町とも全国的に知られている、日本一の深さを誇る湖と歴史と伝統の町なみの組み合わせ。地域を対外的にアピールでき、地理的位置と地域的特性をイメージできる。16、たざわこ市。ひらがなであります。地域住民が慣れ親しんだ名称である。17、田沢湖市。これは漢字で、上と同じであります。18、田沢市。三町村一帯は、田沢と呼ばれていたことがある。地域の地理的位置がイメージでき、読みやすく、書きやすい。19、西木市。地域住民が慣れ親しんだ名称である。20、みちのく市。三町村とも自然を活かした、みちのくの観光地であり、全国的に地域をアピールできる美しい名称である。以上、新市名称選定委員会としては、第1次名称候補20作品を選定したのであります。なお、30以内の選定が20作品になったのは、選定基準に照らしながらも、総体的には新造語や、抽象的なもの、語呂合わせ等が多く、委員会での第2、第3次選定に進むにつれ、結局3町村がめざすまちづくりにふさわしい、地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称であることが基本であり、おのずと厳選せざるを得なかった訳であります。これで、私どもに課せられた任務は終了いたしますが、各委員の皆様方のご協力により選定委員会としての報告ができましたこととお礼申し上げますとともに、田沢湖町、角館町、西木村がめざす、観光産業を活かした北東北の拠点都市にふさわしい、地理的位置と地域的特性を全国的にイメージできる名称がスムーズに決定されます事をお願いし、委員長報告とさせていただきます。終わります。

会長 ただ今、委員長さんから、委員会の審議の過程、そしてまた、審議の経過、結果をご報告いただきました。新市名の選定委員会の皆さんに改めて感謝を申し上げ、この事項はご承知のとおり、この後の選考に入るわけではありますが、次の協議会の選定に入るわけではありますが、ただ今、委員長さんから報告ありました、これについて、報告事項でありますけれども、ご質問いただければ、ご質問頂戴いたしたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。ただ今の報告については、ご意見等ございませんか。お諮りいたしたいと思っております。

(「なし」と言う声あり)

会長 ただ今、ご質問等ないようでございますので、この協議案件につきましては、この後、臨時協議会の日程等お諮りいたしますが、その協議会の中で、選考基準に沿いまして、協議会で進めてまいりたいと思っております。改めて、短い期間でございましたが、新市名称選定委員会の委員の皆さんに改めて感謝を申し上げます、新市名の報告につきましては、終らせていただきます。次の協議案件に入らせていただきます。入る前に暫時10分位休憩したいと思いますがいかがでしょうか。それではただ今の時間がちょうど2時ちょっ

とすぎでありますので、12分位に再開いたしますので、10分間休憩いたします。時間を訂正します。15分まで休憩いたします。

休憩 14:05

再開 14:15

会長 会議を再開いたします。次の協議の案件でありますけれども、皆さんのお手元に次第にありますように、先協議会で継続協議となっておりました協議案件の第10号の議会議員の定数及び任期の取扱いについてを議題といたします。先回の協議会でもお話申し上げましたように、各議会でそれぞれ協議をしていただきたいということで終わっておりますので、この機会にそれぞれ各議会より報告をいただいて、その後に協議をいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

会長 それでは、ただ今提案した順序にしたがって、進めてまいりたいと思います。最初に田沢湖町議会より報告をお願いいたします。

田口(喜)委員 田沢湖の田口でございます。4月の13日の臨時法定協議会で提案されました協議案第10号について、4月の22日の日に田沢湖町では特別委員会を開会しております。この10号の議会議員の定数及び任期の取扱いについては、小委員会の答申が出されておりましたので、その答申の定数及び在任の特例については、答申を最大限尊重してまいりたいというふうに、特別委員会では協議しております。在任の期間については、いずれ今日、私がトップバッターで今、発言したわけですがけれども、角館あるいは西木さんがどういう報告をされるのか、3町村で協議の上に決定をするべきではないかと確認をいたしております。以上です。

会長 ただ今、田沢湖町議長さんから経過についてご報告をいただきました。それでは次に角館町議会議長さんから経過の報告をお願い申し上げます。

戸沢委員 この前、今、会長が申されましたように、小委員会の、いわゆる検討された結果を受けて提案をされております。そのことについて、我が町としては、28日でありました。特別委員会を開会いたしまして、その結果について報告をいたしますが、実はいろいろ意見がだされまして、それぞれの町村の事情。今までは角館町としては、在任を使わず即選挙ということだけで来ました。ところが、皆さんのご意見を聞きまして、ある程度の事情を把握しながら、そして、合併を目的にするからには、我が方だけ通してもままとま

らないのではないかと。したがって、特別こうするという決を取ってまとめたわけではございません。いろんな意見がありました。その中で、今まで通り設置選挙をやるべきだ、在任を使わないで。という意見ももちろんありましたし、従いまして、まとめとしては、今後、この法定協の協議、そして結果を尊重すべしと、従って法定協議会委員にその点を十分把握して臨んでいただきたいと、こういうことのまとめであります。そういうことでありますので、これまではそうでありませんでした。しかし今回はそういうまとめの仕方です。そういうことであります。

会長 ただ今、角館議長さんから、今までの経過を踏まえて説明をいただきました。それでは次に、西木村議会議長さんからご報告をお願い申し上げます。

佐藤（宗）委員 西木村の佐藤でございます。28日に特別委員会を開催いたしまして、定数及び任期の取扱いについて話し合いをしております。在任期間の提案に対しまして、提案理由は尊重するものの、特に本村のような過疎地域では、均衡のある新市建設計画の実施状況並びに、予算状況を見届ける必要があると。ようなことから、選挙時期等に考慮しますと18年の4月30日までという意見が多ございました。定数につきましても激減緩和対策として、設置当初は法定上限の26人。その後、新市の土台が構築された2回以降の選挙時から段階的に削減するというような意見が多かったように思います。私としても、協議会の一員としまして、小委員会を承認し尊重してまいりましたが、責任を感じているところでございます。以上でございます。

会長 ただ今、西木議会の議長さんから、報告をいただきました。委員の皆さんのそれぞれ3町村の報告をお聞きしながらそれぞれ内容をお聞きしたと思いますので、ここで他の委員の方々から、これに対するご質問なりご意見がありますればお話をさせていただいて、なおその後、いろんな協議を重ねてまいりたいと思いますが、やっぱり最初に皆さんからご発言をお願いいたしたいと思います。はいどうぞ。

堀川委員 ただ今の西木議会さんの説明がちょっと分かりにくいので、もっと分かりやすく説明していただきたいと思います。

会長 ただ今、そういうご質問がございますが、分かりやすくというのは、それなりの説明がされたようではありますが、もし補足するというのであれば補足していただいて結構です。補足という形で説明をいただければ。ただ今そういう内容についてご質問でございますが、お話された議長さんの考え方についてはそれぞれ皆さんそれぞれの形で受け取られたと思いますので、今、補足についてはそういうことでございますので、一応他にご質問等ございませんでしょうか。はいどうぞ。

佐々木委員 角館の佐々木です。あまり端的に入りすぎて聞くのもと思いますけれども、これまでも何回か議論して来ていますし、協議もして来ております。私どもの角館の立場としては、先程議長がお話したとおりですけれども、そうしますと、西木さんにちょっとお伺いしたいのですけれども、田沢湖さんは小委員会のひとつの方向性に基づいた提案については尊重して行きたいというようなお考えではなかったかと思えますけれども、西木さんの場合は、先ほど大多数が18年の4月30日までということで、提案になっております7ヶ月案には賛成出来かねるという意見なのですか、それとももっと詰めなければという意見なのかそこらへんはつきりお知らせ願いたいと思えます。申し訳ないです。今までこういうやりとり無かったのですけれども。

会長 はい。それでは議長さん。

佐藤（宗）委員 特別、個々に決を取った訳でもございません。小委員会の内容につきましても少数意見としては、当然のごとく小委員会の意見も尊重していかなければいけない。もちろん尊重するというと7ヶ月案。それから24人案という意見も当然出たわけでございますけれども、全体的な雰囲気の内容としてはそのような内容であったということでございますので、小委員会の意見に対しまして決を取ったわけでございませぬけれども、話し合いの中身としてはそのような内容であったということでございます。

会長 ただ今のご質問で、ご答弁をされたわけでありましたが、その他のご質問ないでしょうか。それぞれの議会のご意見についてはまだ統一した見解というのはちょっと、なっていないのかなというふうに、私もそう受け止めますが、そうしたことを踏まえて今日、協議会の委員に出席をいただいております、議長さん副議長さんそして委員長さん等で若干の時間をお借りして、私ども、もう一度協議をしていただいて報告するという方法を取って、その後にもた審議を頂戴するということではいかがでしょうか。そういう方法ではいかがでしょうか。はいどうぞ。

稲田委員 田沢湖の稲田です。西木の場合は、小委員会の意見を尊重しつつもという言葉が入っておりますが、定数が26、在任は18年4月と私は11ヶ月と判断しております。田沢湖は小委員会の意見の定数24、角館も定数は24。田沢湖の場合は当初1年6ヶ月だったわけでありましたが、大体1年1ヶ月。これは西木さんとおなじです。角館の場合は小委員会の意見を最大限尊重し、24人の7ヶ月というはつきりとした数字が出ているわけです。これを…。(「出てない」という声あり)違うか。まだ出てない。じゃあ分かった。すみません。そうすれば会長の言うとおりのかもしれません。

会長 それぞれ意見の受け取り方は若干相違があるというふうに受け止めてますので、これをやっぱり、ただ協議会で最終判断をするという段階ではもう少しやっぱりこの機会に3町の御三人の方はそれぞれの議会のそういう役割を果たしている方々でありますので、もう一度お話を聞いた上で、またお諮りしてご質問をいただくという方法がもっと大事ななという受け止め方をしたわけでありますので、時間ロスという事も考えられると思えますけれども、もう一度そういう時間を持たせていただくということについていかがでしょうか。いいですか。皆さんから、そういう時間の持ち方について、賛成を得られるでしょうか。はいどうぞ。

細川委員 田沢湖の細川です。ただ今会長さんから提案されました、各町村の議長さん達の話を持つということは、私は賛成です。そのところで、その最終的にこの身分の決定をいつに決めるかというところの日にちも含めて煮詰めていただきたいと思えます。

会長 ただ今、そうした協議を持つという中でそうしたある一定の期間を定めて、協議をしていただきたいというご意見もいただきました。他に。はいどうぞ。

戸沢委員 法定協議会の一員として、発言させていただきたいのでありますが、これは我が町議会としても、やっぱり我が町我が町議会ということではございません。したがってまして法定協議会の一員として、この場でいろいろ議論して決めるべきだと、私はそういう気持ちで来ましたし、これまでもそう思っております。このことについては責任を持った形で我々は臨んでおりますので、この会でいろんな考え方を発言して、そして歩み寄ることが合併でなければならぬと思っております。そういう立場で発言させていただきますが、今後将来にわたって合併をなんとしても完結しなければ出来ないと。お互い生きていく為に合併をなんとかして完結しなければ出来ないとというのが法定協の目的であります。これまでこの問題についていろいろ各々の地域、事情、立場においていろいろ出されております。しかし我々議会はある1つのやっぱり同じスタンスを持たなければ出来ぬのではないかと。こういう気持ちでおります。問題は今後どういう方法で行って、そして、新しい市を構築していくかと、新しい市を軌道に乗せて行くかという、在任を使うか使わないかという議論よりも、まずそこから考えたいものだと思っております。田沢湖の議長とも話しをしました。ひとつは住民の自治意識がないと合併してもなんともならない。合併効果を上げる為にそうだと思っております。したがって、住民自治組織ですか、今、政府で検討中ではありますが、小委員会が出来た後にいろいろ出てきたことありますが、住民自治区を作ってその事情に隅々まで事情を把握しながら、住民がそういう組織の基に合併を完結させていくと、その住民自治組織をつくる為に皆で努力しなければ出来ぬのは当然でありま

す。それともう1つ、一番の処方箋の建設計画が先進地を、実例を見ますと新しい首長さんの考え方に大きく委ねられる形になるようであります。細かい事の実施計画までは合併前には出来ませんし、実施計画を組む、いわゆる実施計画の作成にあたって我々議会が努力しなければいけないでしょうと。地域の事情に一番精通していますから。従って、そういう期間が、もし歩み寄るとすればですよ、私の意見ですこれは。歩み寄るとすれば半年で十分だと私は思っております。それは人の考え方でしょうが、従って最大限歩み寄ると言っても、考え方として、しっかりした理由がなければ出来ませんし、私自身はそう思っておりますが、そういうことで小委員会が汗を流して提案された7ヶ月ということに私はもし出来るならば、それが着地点ではなかろうかと思いますが、ここに来る前いろいろ集まって話も各町村の議会の幹部でやりましたけれども、まだそこまではまだ話しません。私は法定協議会の一員としては、やっぱり申し述べたい気持ちで申し上げたところであります。以上であります。

会長 ただ今、ご発言ありました、その事については、それぞれ皆さん十分理解できることありますので、ただ、ご承知のとおり、やはり小委員会の協議、やはり行政側としても、そういう考え方について十分持ちつつ、この協議を進めて来ているわけありますので、やはり3議会の皆さん方のおっしゃるようなこともやはり、3議会の皆さんが十分協議をしていただきながら、そして、そうした合致点を私ども進めていく事が大事ということが基本にありますので、やっぱり3町村の議会の皆さんが、今言ったようなものを、この協議会というよりも、この中で論議をしていただいて、協議会にお諮りして、皆さんの同意を得ていくことが最も大事なかなと言う感じもしますので、若干の時間をお借りしようと考えたところでありますので、今、角館の議長さんがおっしゃることも十分考えの中に踏まえながら、進めていく事にしたいと思っておりますので。そういうことで…。今、西木の武藤さんからご発言あるようですので。はいどうぞ。

武藤委員 自分の任期のこともありますので、出来るだけ発言を控えておりましたけれども、今回のこの協議会の中で角館さんの方が、協議会の全体の空気の中で、特例を使うという形の中であれば検討すると。そういう過去と違う大幅なかげんを持ってきております。これはただし、小委員会の決定を尊重するのだと、こういうふうにおっしゃっております。私の方では小委員会の中に入っている議員はおりませんので、当然こういうときに、議題になって持ち帰っているいろいろ論議をします。しかし小委員会の中での決定に対する部分的には異論があると。例えば、定数の問題は良いとしても、任期の問題については、いろいろ異論があって、従来は1年6ヶ月だったけれども、1年1ヶ月にすると。そこまで行っ

てますけれども、角館さんがそういう意見を尊重してくるとすれば、我々もそういう方に努力することが、合併の大事なところだと思いますので、やはり議長がおっしゃるようにもう少し時間を置いて、この3ヶ町村が足並み揃えるという所まで、今日決定するよりもその方がスムーズに行くのではないかと思いますので、ただ今の議長の論については賛意を表します。以上。

会長 ただ今、ご発言がございましたが、ここでお互いに論議というよりも、それぞれ皆さん十分お話の理解がされているようでありますので、若干の間、そうしたものを話合った上のことをお諮りして進めて行きたいと思っておりますので、やはり15分位の時間を頂戴して進めて行きたいと思っておりますが、いかがですか。

(「はい」という声あり)

会長 ということで、また、休憩休憩ということで大変申し訳ございませんけれども、いずれ15分位の時間をお借りして進めたいと思っておりますので、それでは、そういうことで休憩をいただいて、3議会の皆さんともう一度協議をいたしたいということで、3時まで休憩をいたします。よろしくお願い申し上げます。

休憩 14：40

再開 15：11

会長 ただ今から会議を再開いたします。休憩の時間をいただきまして、3議会の皆さん方といろいろ協議をいたしました。協議の内容につきましては、在任特例についてはそれぞれ一致をみたわけではありますが、期間等あるいは定員等の関係については、十分な話し合いになりませんで、このことについても、いろいろ協議をいたしました。先程、協議の過程の中で、やはり最終の日を決定すべきだというご意見を、このことを最大限尊重しながら協議をまいりました。協議の内容については事務局長から報告をさせて、また皆さんからご質問等いただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局長 それでは私から報告いたします。休憩時間を利用して、3議会の代表の委員。それから3町村長。それから本間振興局長も含めまして、協議しました結果、ただ今会長が申しましたとおり、在任特例を使うことについては、3町村とも合意いたしました。ただ特例の期間、また、あるいは特例後の定数につきましてはまだ意見の調整ができませんで、持ち帰って各町村で協議し合うと、各町村議会間での協議を行うということで、5月31日の定例協議会まで合意するようというところで意見の一致をみたところでござい

ます。もし話し合いがつかない場合につきましては、5月31日まで決定することでございますので、その場で話し合いがつかない場合は、票決もやむを得ないという結論に達したところでございます。以上、休憩中の協議につきましてご報告をいたします。

会長 ただ今、事務局長から報告をさせましたが、これについてご質問等ありましたら伺いしたいと思いますが。協議がそういうことで一致をみたわけでありますので、こうした期間をそれぞれもって最終決定をいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「はい」という声あり)

会長 ただ今、はいというお答えがございしますが、ただ今の方向でもう少し、賛成の声をだしていただければ大変・・・。

(「賛成」という声あり)

会長 はい。賛成という声がありますので、ただ今の事務局長の報告、私から報告申し上げましたように、次の定例会が5月31日でございますので、その日まで最終決定をするということで、もう少し話し合いをしながらと思いましたが、そういう決定でございますので、よろしく願い申し上げます。それでは、協議案件10号については継続ということで決定をいたしまして、次に11号の案件を継続しておりましたものを提案いたしますが、これについて、取扱いについてお諮りいたしますが。10号と同様継続をいたしまして、同様、5月の定例と一緒に決定をするという方法で継続協議とすることにいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」という声あり)

会長 異議なしということでありますので、11号についても報告のとおり決定したいと思います。それでは次に、協議案件の第43号の前回協議事項で提案いたしましたが、継続にいたしておりました。この電算システムを取扱いについてを議題といたします。なおこの協議案件につきましては、十分各議会等でも協議をされていると伺っておりますし、委員の皆さんも説明をいただいておりますので、このことについて特にご発言がなければご発言を頂戴いたしたいと思います。はいどうぞ。

稲田委員 前回、電算システムについては、いろいろ調整があるということでお話がありました。それぞれの町村ではあるけれども、全然説明がないのでよろしく願いいたします。

会長 電算システムの関係については、ご説明申し上げましたが、実際の事業の予算内容について、皆さん方に説明をしておらなかったわけでありますので、事務局の方から説明をさせますのでお願いいたします。

事務局長 各町村には予算化していただかなければなりませんので、特別委員会でご説明しておりますが、その内容につきまして、皆さんにお渡ししますので暫時お待ち願いたいと思います。

会長 事務局の方で、ただ今申し上げましたように、予算内容についてでございますので、私は皆さんに配布されておると思いましたが、配布していないということでございますので、配布いたしますので、若干の時間、休憩をお願い申し上げます。すぐできますのでよろしく願い申し上げます。

休憩 15：20

再開 15：32

会長 会議を再開いたします。皆さんのお手元に配布してあります、電算システムの概算の予算関係の措置について事務局より説明をさせますのでよろしく願い申し上げます。

事務局藤村 事務局の藤村です。電算システム事業の取扱いについてということで、前々回の協議会の中で提案しておりますけれども、継続審議になっております。その内容ということでございましたので、今お渡ししております予算措置の一覧表ということで説明させていただきます。電算システム統合の必要性につきましては、前回の協議会の提案の時点でも説明しておりますけれども、各町村とも当初予算の段階で予算計上していないという実情がございます。電算統合につきましては幹事町村を定めまして、他の2町村が負担金を拠出するという形で進めるということにしております。今回、住民記録関連システムの統合方法については片寄せ式の統合を行うということで、協議案の方に提案しておりますけれども、それにつきまして3町村長さん達の、話し合いの中で幹事町村につきましては田沢湖町さんをお願いするということでございます。この予算の表をご覧いただきたいと思いますが、歳入歳出の合計額の所、各町村の所を見ていただきますと、田沢湖町さんが3億3,000万あまり。角館町さんが1億2,900万あまり。西木村が8,500万あまりとなっておりますけれども、田沢湖町さんは角館町と西木村の負担分を含めまして3億3400万となっておりますので、田沢湖町さんの持分といたしましては、1億2,000万あまりとなっております。この負担方法につきましては、法定協議会の運営経費等と同じように、50パーセントについては均等割、残りの50パーセントについては平成12年度国勢調査時点の人口割ということで計算しております。この数字の基になったものでございますけれども、協議案の方に提案しております、現在の各町村でやっております、メーカーといいま

すか、どれかに片寄せするということで見積りをもらったものを基にして試算しております。財源的な内容でございますけれども、歳入の方のまん中にあります合併推進債、これは合併をする前の市町村が、合併後のスムーズな移行の為にを行う事業に共同で使える起債ということでございます。それが電算システムの統合にも使えるということで、今回ここに計上しております。1番上の所で特別交付税とありますけれども、これにつきましては平成16年度中に電算統合にかかった経費のルールとしては50パーセント、2分の1を特別交付税に算入するというふうになっております。まるまるということではなくて、この計算上は40パーセントで、まず試算はしております。それから、負担金というところありますけれども、これは田沢湖町さんだけ計上しておりますけれども、これは西木村と角館町の負担分をここに計上していると。この分で田沢湖町さんの予算が非常に大きく膨らんでいるということでございます。それから、かっこ書きで一般財源とございますけれども、これは上の3つの財源が充当できないものという、支払額が足りない部分といいますか、その部分で各町村の15年度からの繰越金とか普通交付税とか基金の繰入金とかを充当していただくということになります。歳出の方でございますけれども、電算統合、田沢湖町さんのところに委託料と備品購入費、というようなことがのっておりますけれども、統合に関わる業務的な部分については委託料。コンピューター等サーバー等機械関係については備品購入費という形で計上すべきでないかということで、こういうふうに上げております。それから、角館さんと西木村について、負担金補助及び交付金というところに計上されておりますが、これがそのまま田沢湖町さんの方に納付する額ということでございます。これはあくまでも見積もり段階のものを使っておりますので、各町村で予算計上していただいた後に、実際の契約に移ることになると思います。予算上と言いますか、上限の数字というふうに理解しておりますので、これより下がる可能性は十分あるかと思っております。それから、調整案の中で、合併時に住民記録関連電算機器及びシステムを統一しネットワークシステムにより運用するというふうに提案してございますけれども、ネットワークシステムについては、国庫補助事業の地域イントラ事業を申請しておりましたけれども、残念ながら平成16年度の事業採択は出来ないということが、東北通信局の方から連絡がありましたので、合併当初には通信業者、NTTさんとか東北インテリジェントさん等の線を借りて接続して行政運営を行うということになるかと思っております。17年度におきましても地域イントラ整備事業については申請をしたいというふうに考えております。その時点では切り替わって自前の線を使った行政運営が出来るものと考えております。以上です。

会長 ただ今、財政的な取扱いについての説明をいたしました。なお、説明については3町村の議会の方にも、こうした財政内容で、この電算システムを導入していきたいということで、それぞれ説明をいたしているところではありますが、今日はこの電算システムの協議案件をご承認いただいて、この後それぞれの町村の議決をいただいて、進めて参る事業になるという内容でございますので、その他皆さんからご質問を頂戴いたしたいと思います。はいどうぞ。

稲田委員 田沢湖の稲田です。藤村さんの説明は誠しなやかで分かります。ただ私も議会、あるいはいろいろな話の中で、どうしても当初予算が組めなくて調整せざるを得ないし、いわゆる調停したというような話を聞いております。そういうことで、我々は聞きたいのはこういう数字じゃなくして、3町でどのような調停をして、この数字を出したかという事を聞きたい訳なんです。やっぱりそういうことを皆さんに話しなければ、私はやっぱりなかなか納得がいけないと思いますし、また今回の電算システムが3町の調停の一部、ちょっとにすぎなくて、またこれからいろいろな調停の中で合併後に支払わなくてはならない金額がどれ位なとなのかという事を聞きたいわけなのです。だからこれからいろいろ私は問題が出ると思いますので、3町の首長さん方なり、幹事の方々が調整した中身をもうちょっと法定協の中で、明るみにしていただけなければ、合併した結果、合併後に支払う金額がぐんと増えたということになりますので、まず電算システムの調停の中身を皆様方にお話することが必要じゃないかと思いますが。

会長 事務局長から取扱いについての説明をさせます。

事務局長 私からご説明申し上げます。各町村で予算措置していただく内容につきましては、ただ今、藤村次長が表によって説明したとおりでございます。歳入の中身につきましては合併推進債をこの位それぞれの額を充てると。特別交付税が50パーセントルール分含まれて来ますが、安全を見て負担額の40パーセントを見るということでございます。一般財源につきましては田沢湖町で5,800万、角館町で6,300万、西木村で4,200万ということですが、これはそれぞれの町村で昨年度からの15年度の繰越金、普通交付税、基金繰入金等で一般財源を充てるということで、一般財源各町村で充てる中身につきましては、私の方では把握しておりません。ちょっと説明が足りないかもしれませんが、一般財源の中身につきましては、事務局では把握しておらないということでございます。

会長 ただ今、内容、財源の関係については、それぞれの町村でそうした財源を繰り出して、この事業を行うという内容になっているところでもあります。はいどうぞ。

事務局長 失礼しました。合併推進債の中身につきましては、これは起債な訳ですが、充

当率がここに書いておりますとおり負担分のハードウェア購入経費負担分の90パーセントになりますが、それぞれ16年度に合併推進債を各町村でご覧の額を起こす訳であります、支払につきましては、利子が発生するのは来年度以降でございますので、元金も来年度以降でございますので、それは新市に引き継がれる起債の負債となるということでありませう。

会長 はいどうぞ。

稲田委員 田沢湖町の特別委員会では、いろいろこのことについて調整内容を聞いた訳なのです。自治体それぞれ事情があると思えますけれども、合併において利用できる制度を使えば合併後に負担しなくても良い、今の段階で3町で分け合う金額が当然あるという説明を受けたわけですよ。その繰り越したやつで、これが8,087万ですが、8,000万近くですが、こういう金額を合併前に各町村でいろいろ分担すれば、特交とか合併特例債とか、いろいろな制度が適用されて、3,000万近くが非常に優位に動くという説明を受けたのですが、その辺のあたり事務局長、あるいは藤村さんあたりが、数字的に現段階はこうだけれども、いろいろ事情があってこういうことがあって一部お金を前に出さなければ、合併後に出すということで、補助、起債対象とか、特別交付税とか、そういうことの対象になるのはこれくらいの金額ですよと、そういったことをもうちょっと話してもらわないと、10日に各臨時議会がありますけれども、うちの方の議会で聞いても良いのですが、やはり法定協議会という立場の中で、その辺のあたりを明確にしなければ、私はちょっとこういうことでカモフラージュをかけられて、どんどんどんどん進んで行った結果、あとで合併後に支払わなければならないのが沢山出てくるというふうに、この間の説明では感じたので、法定協議会の形の中で、私は確認する必要があると、そういうことで聞いておりますので、その辺のあたり。

会長 それでは、まず藤村君から答弁させまして、内容等については幹事長の方から補足させていただきますのでよろしく申し上げます。

事務局藤村 今、稲田委員から質問ありました8千何がしという金額のことでございますけれども、先ほど説明の基になりました見積りの中で、その中から8,000万程、後年度といいますか17年度以降ということで、数字的には16年度補正予算をお願いする金額からは外れていると。この理由でございますけれども、1つ目は個別カスタマイズ、統合に伴いまして標準的なものをパッケージに入れるということになっておりますけれども、それを自治体に合うように変える部分、これが見積りの中のなかで3,900万程、税込みで4,000万程でございます。これにつきましては、フルに変えた場合ということでございますので、普通に使える状態のものを行政側といいますか自治体側が変えてくださいとお願いした部分

についての経費ということでございます。その部分につきましてはどこまでやるかというのが現在の所、分からないといえますか試算できないということで最高額といえますか、その額を4,000万程見積もっておりますけれども、それについては合併後に変える部分も発生するというところでございまして、今回の試算からは除いております。それからプログラム、ソフト分ですけれども、使用料につきましては合併後に使う部分でございますので、その部分を平成17年度以降の経費として除いたと。合わせて8,000万程、税を入れまして8,400万程と。見積りの額でこれ位になっております。調整した部分というのがこの部分でございます。それと財源の方でございますけれども、当初一般財源の部分の話がありまして、これにつきまして事務局の方ではちゃんと把握していないということでございまして、実際どのお金をどのように充当するというのは、事務局の方ではしっかりした額までは把握しておりませんが、一般財源として、先程言いましたように繰越金、普通交付税の留保分、基金の繰り入れ等で3町村とも賄えるという調整ができましたので、この間の議会の説明、今日の協議会への提案という形になっております。

会長 ただ今の説明で、補足的な説明は良いですか。どうぞ。

田口委員 稲田委員の引き継ぎの質問ですけれども、同じことですけれども、特別委員会で当局から説明を受けたのは、日立情報システムズの見積り、3億4,600万を採用するということだったと思います。この中でさっき言いました3億3,000万というようなことで、8,000万強は合併後にでも出来るというような説明で、この部分が抜かれたというような説明を受けましたけれども、うちの方の特別委員会ではこれは合併すれば即必要だと。すぐやらなければならない作業だ。という説明を受けております。そうしますと、総事業費の中の特別交付税が50パーセント来るのであれば、そういう計算で行ったら当初でその分を見て特交をいただいた方が、さっきうちの方の稲田委員が言ったように、3,000ちょっとというのが、特別交付税が入ってくるということですので、年度は変わる、でも必ず必要なものだ。必ず必要なものであれば、今の電算システムの統合の段階で理解してもらわなければいけないのではないかと思う訳です。今、あなたの説明は17年度だから良いのではないかと。でも、これがなければ機能していかない訳ですから、当然やるべきこと。予算は前もって持っておかなければ、また補正補正とやっていくとかですね、そこらへんもっと分かりやすく。今、間に合えば良いんだ。今日間に合えば良いんだというのではなくて、やはり合併して行くので、当然先を見据えて予算措置していかなければならないのではないかと思いますがいかがでしょう。

会長 ただ今の説明に幹事長だな、この説明は。

浦山幹事 今、田沢湖の田口議長の方からのご指摘の件であります。28日の特別委員会で私が、ご説明申し上げました内容につきまして、一部誤解されているのではないかとこの感じがいたしましたので、あえて発言させていただきます。8,087万7,000円という、合併後に繰り越し可能ではないかというふうな考え方の費用であります。この中の個別カスタマイズ経費につきましては、先程、次長の方からご説明いたしましたとおり、そういうカスタマイズが必要になる自体もあるし、必要でない場合もありうるということで、現在の時点で必ずしもこの経費が必要だということではないということ、この経費については繰り延べするものだということに申し上げたと私は記憶しております。それから、アプリケーションの許諾の費用でございます。これにつきましては、私の理解といたしましては、もし買取だという形になれば今の支払が可能でしょうけれども、合併後の許諾料の支払ということでも可能だということで、特に実際の運用にあたって、必要になる事項であれば、16年度中にはその経費が発生しないでしょうと。もしそうなるとすると新しい自治体での契約になるのではないかとこのふうにご説明を申し上げたということに私は記憶しておりますので、どうかそのようにご理解をいただきたいと思っております。

佐々木委員 今の話の続きみたいな話になるかもしれませんが、予算は予算でこれからの審議ですので、後の執行段階での契約、あるいは契約の最終期日、それから今、話を聞きますと一応17年度以降の必要な部分があるということと8,000万だということなので、合併以前にそうしますと、このシステムについての事業化する金額といいますか、3億何千万ではなくて、これから8,000万除いた分で出来るということなのですか。3億3,000万は、除いた額なのですか。

事務局藤村 除いた額です。

佐々木委員 分かりました。その金額は分かりました。繰り延べ。そうすると、3月31日まで全部執行できる予算ということで、今回予算措置なさるのですか。

会長 はいどうぞ。

事務局藤村 事務局の藤村です。新市発足時に稼働できるという状態までにしての契約をするということでございます。契約自体につきましては、新市が出来る前の日に稼働しても、という契約ではなくて、少なくとも1ヶ月位前。検証期間が必要でしょうから、現在のシステム、各町村で使っているシステムと並行に稼働させる。従いまして、2月末までには少なくとも新市で使えるシステムとして稼働するということで予定をしております。従いまして、支払につきましては、3月中、16年度中の支払ということになるかと思っております。

佐々木委員 それじゃあ申し訳ないですけども、当然、さっき日立さんの話出てましたので、スケジュール表等でてるのですか。そこらへん合併までにはこれは完成品として間違いなく納入できるのだというスケジュールになっているのかですね。そこらへん、スケジュール表等を見せていただきたいのですけれども。

事務局藤村 スケジュール表は今ちょっと手元にないのですけれども、片寄せ式でやるということで提案しておりますので、3業者からスケジュールについては17年3月末までの合併であるということを確認の上、見積りなり、提示していただいておりますので、事務局のレベルとしては稼働するということになるかと思っております。さらに申しますと、例えば税の申告とかそういうものにつきましては、その時点以前に申告そのものが1月2月から始まりますので、その時点でその分は稼働出来る状態にしておかなければならないと、更には財務会計等は普通であれば12月頃から予算要求が始まりますので、それはその時点から稼働出来ると。セットで完成してもらいますといいますが、最終期限が2月末ということですので、個別の業務につきましてはそれぞれ間に合う時期に稼働させてもらうということでスケジュールの方もいただいております。

佐々木委員 何回も申し訳ないですけども、従来であればですね、仮に契約をして期日まであがらなかったということで明許繰越の形でも出来る。あるいは最初から予算組む時に継続費設定ということも出来るのですけれども、合併というものはさんでますので、それが従来方式では行かないと思うので、そこらへんですね、見通しとして、4月以降合併以後に持ち込んだ場合に、支払ですね、執行したあとでの支払関係ですね、それはそうしますと3月いっぱいには出来ないということであるとすると、そこらへんどういうふうに処理なさるのですか。

事務局藤村 契約上のお話になるかと思えますけれども、あくまでも先程言いました2月末を契約時点と考えております。出来なかった場合ということでございますけれども、これにつきましては、契約条項の中に入ることかと思えますけれども、違約という形になるかと思えますし、実際のところ、それが稼働しないで新しい自治体が発足したということになりますと、住民サービス等、行政内部の事務についても相当量の問題点が発生すると思えますので、出来ないということを想定はしておりません。先程もお話ありました明許とか繰越の話ですけども、今の自治体が消滅しますので、そのことについては制度的に繰越ということは出来ませんので、新しい自治体に債務なり債権が引き継がれて、新しい自治体で、もしそういうことがあれば契約なり支払なりが生じる事になることですが、今の所、事務局としてはあくまでも新市が誕生する以前には稼働するという契約

で進めていただきたいと、幹事の田沢湖さんにはお願いしております。

会長 はいどうぞ。

沢田委員 ただ今の答弁に尽きると思いますけれども、その工程表ありましたら委員の方に配布いただけませんか。

田代委員 ここで決めてもらわないと行程どんどん遅れていってしまいますのです。

会長 この前の協議会でも財政的ないろんな調整ということで、お話申し上げましたが、いずれそういうことで、財政のことについては、各議会にもご説明しながら、そうしたかたちで今日ご決議をいただいて、そして早速事業に入ると思っているところであります。今、説明したように年度内に解決をそういう形で進めて行くということで、合併の事務局でもそういう考え方で、作業をいたしているところでありますので、今日ご決議をいただきますと、早速そしてまた議会の議決をいただいて実際の作業に入っていくということになりますけれども、そういう順序で進めているところであります。それでは幹事長から補足させます。

野中幹事長 野中でございます。この電算につきましては、もうとっくに、進めなければならぬ時期でございますけれども、幹事会それから首長のいろんな調整がありまして、今になってしまいましたけれども、先程から事務局から説明しておりますけれども、予算関係、8千何がしについても、これも幹事会、それからいろんなところで調整していることです。工程表の話ですけれども、いずれ早く3町村議会で予算措置をしていただきまして、それが先ということで、今、改めて工程表は作っておりません。合併まで使えるよということで、決まった業者にも話をして是非それまで間に合わせたいというふうに感じております。原則として、繰越の予算は無いというふうに幹事会では思っているところでございます。

戸沢委員 1つ質問。後年度に渡って負担を出来るだけ少なくして、効率よい電算システムを作るという目的でございます。将来見込まれるシステム変更等を視野に入れて、合併前に準備するもの、合併後に準備するもの、システム、業務の内容または契約と支払関係について、我々もあれしながら議会に臨む訳ではありますが、合併以降に支払対象になるものの予算は、予算の組みなおしが必要になるわけです。繰越が出来ないから、別の自治体だから。それは分かりますが、維持管理費というのはどの位かかるのですか。そこらへんは我々もお聞きしたことがないので、私自身は聞いたことがないので、維持管理費がどの程度かかるのかということをお知らせいただければ幸いです。

会長 はい。藤村次長。

事務局藤村 あくまでも、見積りの段階でございますけれども、年間3,000万程ということでございます。これは各町村が今実際に支払っている3つ分の支払経費と比較しますと若干安めになるかなという位でございます。あくまでも見積り段階でございますので、これにつきましても、交渉といいますか契約の段階ではもっと減額出来る可能性もあるとは思っております。

会長 はいどうぞ。

稲田委員 今は電算システムの関係ですが、私はいろいろ質問したのですが、うちの方のこの間の特別委員会では、合併後にこういう支払が生じて、五月雨式が増えて、借金といえば、いろいろ制度で出来るのが、一般財源で出さなければならないという形になるかと思えます。それで、やはり少しくらい無理しても、いろいろな制度に当てはめてやるのが、この合併の推進の財政再建の構築になるかと思えますので、その辺のあたりの検討材料、あるいは今後検討しなければならない要素、そういうことは今の段階で局長どれ位なんというふうな数字があるのか、その辺のあたりまだ分からないといえば分からないと思うけれども、その辺のあたりある程度把握しているものなのか、それらについて、これはこれですが、今後生じるであろう財政関係について。

武藤委員 今はこのことを。

稲田委員 これはすべてだもの。これだけやるわけはいかない。

武藤委員 今は提案されているものを審議するの。

稲田委員 うちの方は関連で、いろんな角度から審査しますので。これだけをやるということは出来ませんので。無ければ無くても良い。確認しないと。

会長 幹事長さん。幹事会で協議をしてあるものでご質問に対してお答えするなにかありますか。幹事長にお尋ねいたします。幹事会でないと実際の話は幹事会でありますので、幹事会の中で想定されるものがあればお答えを。

野中幹事長 幹事会ではそういうことも検討はしております。ただ、いろいろな部分で発生しますので、これを全部というのはございませんので改めて。

会長 幹事長からはただ今の答弁ですが、事務局の方から補足があるということでありますので、補足をさせます。

事務局藤村 合併に対する国県の支援措置というところでの話でございますけれども、合併前の支援措置ということでは、先程から話になっております合併推進債。これはあくまでも起債ですけれども、元利償還の50パーセントが交付税になるということです。それ以外では16年度中に電算システムの統合をした場合、特別交付税50パーセント見ると。こ

れ1つだけです。あと合併以後になりますと補助金として国の補助金、これは人口とか合併市町村の数とかによって決まっております。この場合は3ヵ年で3億9,000万というふうになっております。それから県の方の1町村2億円、5年間。1町村2億円ですから6億円と。これが補助金として交付される額です。それと普通交付税の臨時的経費、合併に伴う臨時的経費。合併算定替とは別で、合併に伴って臨時的に経費が増えるだろうということで、これが3億3,000万程になります。それと特別交付税の方では、これも合併に伴っていろいろな経費がかかり増しになるだろうということで、3年間で7億1,000万程ということで、稲田委員から質問ありました、合併前にやって恩恵と言いますか、受けられる制度としては電算システムの統合以外は無いですということでございます。他の経費を繰り延べと言いますか17年度以降にしても、16年度中にやっても特別な財政的な恩恵というものは無いということでございます。

会長 他にございませんか。はいどうぞ。

沢田委員 先程工程表と言いましたけれども、業者との打ち合わせで見込み予定表というふうなものは作ってないですか。システム統合における。もしあったら出して欲しいと思います。

会長 議会ということで、議決を得てからと言う考え方で、事務局ではそれなりに思案はしていると思いますけれども、そういう考え方で議会の議決を得ない前に、そういうことではという考え方をもち、実際は作業してますけれども、今、皆さんの議会の方かどうかということでございますので、十分検討させて、それぞれ来月の10日にそれぞれの3町が同時議会を開催することをお願いしておりますので、そういう時まで十分検討させて進めますので。ではいかがでしょうか。現在のところはまだ、先程幹事長がおっしゃったように、現在のところはまだでありますので、改めてしたいと思います。ということではいかがでしょうか。他にございませんか。それでは、いろいろと協議事項も多くなっていくと思いますけれども、いずれそういう事業については、それぞれに協議してまいりたいと思いますが、この電算の関係については、今までの協議のとおり、進めていく事にご異議ございませんか。

(「なし」と言う声あり)

会長 ただいま、説明をしてまいりましたが、各議会におきましても、更にこうした内容を深められまして、ひとつご協議をいただくことをお願いして、本議題については、決定をするということにいたしたいと思っておりますので、賛成の声もありましたが、もう一度お諮りいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。賛成の声もありましたが、もう一度、も

う少し大きな声でひとつ。異議なしということでございますが、そういうことで決定したいと思います。異議なしということでございますので決定いたします。

それでは皆さんに提案する内容については全部終了いたしましたわけでありまして。なおここで、5月の第4金曜日でございますが、皆さんもご承知のとおり、角館町の大村市との市のそうした行事が予定されているということでございますので、前にも申し上げましたが、5月31日ということで、5月の定例協議会はそういうことにいたしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。なお、市名の関係について今日、小委員会からご報告をいただきましたので、5月の20日に臨時協議会を開きまして、このことについての協議を進めてまいりたいと思いますが、これについても、もう2回3回になろうと思いますので、そういう順序を踏んで進めてまいりたいと思いますので、そういう日程ではいかがでしょうか。5月の20日という日程の臨時協議会。いいですね。ということで、5月20日と5月31日が5月は2回協議会を開催してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。それでは事務局長にお返しいたしますが、全部の議案が終了いたしましたので、皆さんのご協力に感謝を申し上げ、なお議会議員の問題につきましては、十分にご協議をいただいて、5月31日の協議会にお願いを申し上げまして、私の閉会のあいさつに換えさせていただきます。後は事務局長から確認させますのでよろしくお願い申し上げます。

事務局長 それでは、本日の確認をいたします。報告第27号新市名称候補選定委員会委員長報告については、原案のとおりでございます。次回の5月20日の木曜日、臨時協議会で今日、候補選定委員会で報告されました20の第1次候補を1委員3点以内を投票していただきます。1人3候補以内を投票していただいて、10作品を第2次候補として選定したいと思いますのでよろしくお願いいたします。よく考えて来ていただきたいと思います。それから協議案第10号議会議員の定数及び任期の取扱いについては継続協議でございます。5月31日の定例協議会で決定することに決定いたしました。協議案第11号農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについても同じでございます。継続協議でございます。協議案第43号電算システム事業の取扱いについては原案のとおりご確認されました。最後に次回の協議会は5月20日木曜日、1時30分より西木村で開催いたしますのでよろしくお願いいたします。本日は長時間ありがとうございました。これで第11回合併協議会を終了させていただきます。大変ご苦労様ございました。

署 名

会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

会長（議長）

委員

委員

委員